

ブロードバンドのユニバーサルサービス制度における 利用者への情報開示に関するガイドライン

1. ガイドラインの目的

このガイドラインは、情報通信審議会答申「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」(令和5年2月7日)を踏まえて、ブロードバンドのユニバーサルサービスに係る負担金を納入する電気通信事業者が利用者に対して当該サービスにかかる負担額(以下「負担額」という)を明示する際に最低限必要と考えられる具体的内容や標準的な明示方法を示すことにより、利用者への料金請求内容の明示や利用者の制度理解の向上、支援機関の周知活動の円滑化に資することを目的とする。

2. 利用者に対して負担額を明示する際に用いる名称例

利用者に対して負担額を明示する際に用いる名称は、「ブロードバンドユニバーサルサービス料」、「BBユニバーサルサービス料」もしくは「BBユニバ料」又は「Universal Service Fee for Broadband Service」、「Universal Service Fee for BB Service」もしくは「Universal Broadband Service fee」※とすることが望ましい。

※ 英文の説明を要する場合は「A fee to ensure the stable provision of broadband services in rural areas.」(例示)

3. 利用者への負担額の明示に関する具体的指針**

- (1) ホームページへの掲載やパンフレットの送付等を通じて、利用者に対し、契約を締結しようとするときも含め、負担額の回線当たり単金を周知することが望ましい。
- (2) 料金請求書等を発行する場合(Web閲覧の場合を含む)においては、併せて以下の事項を措置することが望ましい。
 - ① 料金請求書等に負担額、あるいは、回線当たり単金を明記すること。
 - ② 回線当たり単金を明記せず負担額の総額のみを明記する場合には、利用者が当該総額の内容を確認できるようにすること。
 - ③ 料金内訳として負担額の項目を明記する場合には、回線当たり単金を契約約款に掲載すること。

※※ 料金請求書における標準的な明示方法については、別紙に掲げる内容とする。

(別紙) ブロードバンドユニバーサルサービス料の料金請求書における標準的な明示方法 **TCA**

パターンA (個別の料金項目として請求する場合)

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇 丁目 番号

〇〇 〇〇 様

料金内訳項目	金額(円)	内訳等詳細
基本料	×,×××	
通話料	×,×××	
電話ユニバーサルサービス料	×	1番号当たり×円のご請求となります。
電話リレーサービス料	×	1番号当たり×円のご請求となります。
BBユニバーサルサービス料	×	1回線当たり×円のご請求となります。
}		
(合計)	×,×××	

※ BBユニバーサルサービス料は、条件不利地域でのブロードバンドサービスの安定した提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、基礎的電気通信役務支援機関（一般社団法人電気通信事業者協会）から1回線当たりの費用（回線単価）が公表されています。

以下のような表示方法も考えられます。

① 負担対象の回線数等を表示する場合

電話ユニバーサルサービス料	X	X番号分のご請求となります。
電話リレーサービス料	X	X番号分のご請求となります。
BBユニバーサルサービス料	X	X回線分のご請求となります。

② 電話ユニバーサルサービス料等と合算して表示する場合

ユニバーサルサービス料等	X	電話ユニバーサルサービス料(X番号分X円)、 電話リレーサービス料(X番号分X円)、 BBユニバーサルサービス料(X回線分X円) のご請求となります。
--------------	---	--

③ 日割り計算を行う場合

日割り分であることを表示する。

■ 文字数・スペース等の都合により記載が困難な場合は、基礎的電気通信役務支援機関のWebサイトへの誘導等の措置も考えられます。

《記載例》

※BBユニバーサルサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。

URL : <https://www.tca.or.jp/>

(別紙) ブロードバンドユニバーサルサービス料の料金請求書における標準的な明示方法 **TCA**

パターンB (料金の合計に含まれていることを示す場合)

〒〇〇〇-〇〇〇〇
 〇〇県〇〇市〇〇 丁目 番号
 〇〇 〇〇 様

料金内訳項目	金額(円)	内訳等詳細
基本料	×,×××	
通話料	×,×××	
(合計)	×,×××	合計には、×番号分の電話ユニバ料×円、×番号分の電話リレーサービス料×円、×回線分のBBユニバ料×円が含まれています。

※ BBユニバ料は、条件不利地域でのブロードバンドサービスの安定した提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、基礎的電気通信役務支援機関（一般社団法人電気通信事業者協会）から1回線当たりの費用（回線単価）が公表されています。

以下のような表示方法も考えられます。

① 表を用いて表示する場合

(合計)	X,XXX	合計には、以下のユニバーサルサービス料等が含まれています。		
		電話ユニバーサルサービス料	X	X番号分
		電話リレーサービス料	X	X番号分
		BBユニバーサルサービス料	X	X回線分

② 日割り計算を行う場合
 日割り分であることを表示する。

■ 文字数・スペース等の都合により記載が困難な場合は、基礎的電気通信役務支援機関のWebサイトへの誘導等の措置も考えられます。

《記載例》

※〇〇〇〇サービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
 URL: <https://www.tca.or.jp/>